○**法務省告示第二十五号**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容<br>イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 東洋ワーク株式会社 | 宮城県仙台市青葉区国分町一丁目七番十八号 | 惣菜製造業 |
| 株式会社ニフコ | 神奈川県横須賀市光の丘五番三号 | プラスチック成形 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○**法務省告示第二十六号**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十三日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 | 二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 近忠工業株式会社 | 新潟県三条市金子新田丙五百五十七番地五 | 鍛造 |
| 山本精密株式会社 | 大阪府大阪市平野区西脇四丁目六番十七号 | 機械加工 |
| 株式会社山本金属製作所 | 大阪府大阪市平野区背戸口二丁目四番七号 | 機械加工 |
| 藤阪倉庫運送株式会社 | 大阪府大阪市北区豊崎七丁目三番十七号 | 工業包装 |

| 名称 | 所在地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［項を加える。］ | | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。